



# 島根県報

平成18年 8月22日 (火)  
第 1,805 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
公有水面埋立ての竣功認可	( 漁港漁場整備課 )	1
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	2
道路の供用開始	( " )	4
公 告		
採石業務管理者試験の実施	( 河 川 課 )	5
開発行為に関する工事の完了	( 都 市 計 画 課 )	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	( " )	6
特定調達公告		
公立大学法人島根県立大学(仮称)会計システムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務に係る随意契約の相手方等	( 総 務 課 )	7
監査公表		
知事措置請求に係る監査の結果の公表		7

## 告 示

### 島根県告示第835号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年 8月10日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡隠岐の島町津戸小畑1303番地5地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位(D.L.+0.410メートル)における公有水面と陸地との境界線及び、の地点と の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(D.L.+0.410メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡隠岐の島町津戸四敷島・四敷島灯台の北東方740メートルの「シャグリ隠岐シャグリ灯標(北緯36度09分53秒、東経133度14分26秒)」から37度51分46秒、1,362.55メートルの地点

- の地点 の地点から5度58分42秒、17.87メートルの地点
- の地点 の地点から8度11分29秒、2.56メートルの地点
- の地点 の地点から12度11分27秒、2.51メートルの地点
- の地点 の地点から14度55分38秒、2.54メートルの地点
- の地点 の地点から19度15分52秒、2.57メートルの地点
- の地点 の地点から24度34分06秒、10.19メートルの地点

(3) 面積

118.15平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成15年7月11日 指令14漁港第26号の3

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

島根県告示第836号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	186号	浜田市後野町2384番4地先から同市金城町七条八353番1地先まで	前	メートル 11.00～ 57.00	メートル 1,173.00	浜田県土整備事務所	拡幅 特定交通安全工事
			後	11.50～ 57.50	1,164.00		
"	485号	隠岐郡隠岐の島町伊後字道ノ上1018番4地先から同所字藤畑ケ982番1地先まで	前	8.80～ 27.60	327.00	隠岐支庁県土整備局	拡幅 災害防除工事
			後	8.80～ 76.50	327.00		
"	"	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字平ゲ189番3地先から同所189番18地先まで	前	4.10～ 25.00	36.00		迂回路撤去
			後	4.10～ 8.30	36.00		
"	"	松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市西津田1丁目360番15地先まで	前	A 14.00～ 83.00	5,074.10		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市東津田町字講田1970番8地先まで		B 25.00～ 106.00			

		松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市西津田1丁目360番15地先まで	後 A	14.00 ~ 83.00	5,074.10	松江県土整備事務所	ダブルウェイ 接続路追加 道路改良工事
		松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市東津田町字南外2139番3地先まで	後 B	12.40 ~ 170.00	5,310.00		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷660番4地先から同所642番4地先まで	前	6.50 ~ 13.00	204.70	松江県土整備事務所	拡幅 道路改良工事
			後	11.50 ~ 17.00	204.70		
		松江市鹿島町佐陀本郷642番4地先から同所214番1地先まで	前 A	6.50 ~ 8.00	640.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 道路改良工事
			後 B	11.50 ~ 21.00	640.00		
"	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分631番10地先から同所628番6地先まで	前	6.40 ~ 19.40	29.40	雲南県土整備事務所	減幅 河川改修工事に伴う橋梁付替
			後	6.40 ~ 11.40	29.40		
"	湖陵掛合線	雲南市掛合町松笠766番5地先から同所766番4地先まで	前 A	15.00 ~ 27.00	116.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 道路改良工事
			後 A	15.00 ~ 27.00	116.00		
			後 B	12.00 ~ 15.00	117.00		
		雲南市掛合町松笠1813番1地先から同地先まで	前	12.00 ~ 22.00	145.00		拡幅 道路改良工事
後	12.00 ~ 22.00		145.00				
"	鱈淵寺線	出雲市河下町字中持596番2地先から同地先まで	前	5.00 ~ 7.00	14.00	出雲県土整備事務所	拡幅 道路改良工事
			後	10.00 ~ 13.00	14.00		
		出雲市河下町字中持593番1地先から同所207番4地先まで	前 A	6.00 ~ 8.60	387.00		左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ 道路改良工事
			前 B	10.00 ~ 37.00	759.40		
		出雲市河下町字中持593番1地先から同所207番4地先まで	後 A	6.00 ~ 8.60	387.00		
後 B	10.00 ~ 37.00		759.40				

		出雲市河下町字小畑588番2地先から同所285番1地先まで	C	11.00~ 25.00	33.00		
"	大田佐田線	大田市山口町山口字境木1579番1地先から同所字瑞應寺274番1地先まで	前	5.00~ 13.00	284.00	県央県土整備事務所大田事業所	拡幅 交通安全工事
			後	10.40~ 24.00	284.00		
"	大田井田江津線	江津市都治町813番2地先から同町710番3地先まで	前	6.00~ 11.00	519.60		拡幅 道路改良工事
			後	12.00~ 23.00	519.60		
"	跡市川平停車場線	江津市川平町南川下907番2地先から同所633番3地先まで	前	3.00~ 8.00	567.00		拡幅 道路改良工事
			後	4.00~ 18.00	567.00		
"	今福芸北線	浜田市金城町久佐イ1393番2地先から同地先まで	前	57.00~ 104.00	100.00	浜田県土整備事務所	拡幅 道路改良工事
			後	57.00~ 110.00	100.00		
"	跡市波子停車場線	浜田市上府町口427番1地先から江津市波子町口331番2地先まで	前 A	5.00~ 35.00	770.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ道路改良工事
			後 A	5.00~ 35.00	770.00		
		後 B	14.00~ 105.00	487.00			
		前	5.00~ 9.00	78.00			
		江津市波子町口331番2地先から同市敬川町634番1地先まで	後	13.00~ 35.00	78.00		拡幅 道路改良工事

島根県告示第837号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市後野町2384番4地先から同市金城町七条八353番1地先まで	メートル 1,164.00	平成18年 8月22日	浜田県土整備事務所	

"	431号	出雲市大社町遙堪字谷山下900番1地先から同字1100番1地先まで	180.00	平成18年 8月22日	出雲県土整備事務所	
"	485号	隠岐郡隠岐の島町伊後字道ノ上1018番4地先から同町伊後字藤畑ケ982番1地先まで	327.00	平成18年 8月22日	隠岐支庁県土整備局	
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分686番10地先から同所628番14地先まで	172.50	平成18年 8月22日	雲南県土整備事務所	
"	多伎江南出雲線	出雲市大津町字新崎1127番7地先から同地先	27.00	平成18年 8月22日	出雲県土整備事務所	
"	"	出雲市今市町北本町5丁目1番2地先から同町5丁目3番10地先まで	178.00	平成18年 8月22日		
"	桜江金城線	浜田市金城町追原203番2地先から同字137番1地先まで	110.00	平成18年 8月22日	浜田県土整備事務所	
"	"	浜田市金城町追原938番6地先から同字2154番4地先まで	85.00	平成18年 8月22日		
"	今福芸北線	浜田市金城町久佐イ1384番17地先から同字1022番1地先まで	453.00	平成18年 8月22日		

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成18年 8 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 試験の日時

平成18年10月13日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

### 2 試験会場

大田市大田町大田イ236 - 4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

### 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

### 4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはること。  
（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

### 5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

## 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各(土木)事業所又は社団法人島根県採石協会

## 7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

## 8 受験願書等の受付期間

平成18年9月7日(木)から平成18年9月27日(水)まで

なお、郵送の場合は、平成18年9月27日までの消印があるものに限り受け付ける。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

## 10 結果発表

試験結果は、平成18年10月30日(月)に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>)に掲載する。

## 11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ(電話0852-22-5499)に照会すること。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 開発区域

出雲市平野町字南次郎619番地 外7筆

面積 5,985.21平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市平野町1060番地

貸駐車場 代表世話人 落合 登

---

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 土地区画整理組合の名称

斐川町神立土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

平成13年9月14日から平成19年3月31日まで

## 3 施行地区

簸川郡斐川町大字併川の一部

## 4 事務所の所在地

簸川郡斐川町大字併川1641番地1

## 5 設立認可の年月日

平成13年9月14日

## 6 変更認可の年月日

平成18年 8 月22日

---

## 特 定 調 達 公 告

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 8 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 随意契約に係る物品等及び役務の名称及び数量

公立大学法人島根県立大学（仮称）会計システム（以下「県立大学会計システム」という。）の賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地

島根県総務部総務課法人設立準備室 島根県浜田市野原町2433 - 2

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 7 月28日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ニッセイコム広島支店 広島県広島市中区八丁堀16番11号

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号

## 5 随意契約に係る契約金額

88,200,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号の規定による。

---

## 監 査 公 表

---

## 島根県監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査した結果を同条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 8 月22日

島根県監査委員 生 田 洋 一  
同 谷 本 敏

## 平成17年度政務調査費（議員支給分）に関する知事措置請求に係る監査結果

## 1 請求のあった日

平成18年6月13日

## 2 請求人

松江市 渡部美津子

## 3 請求の要旨

- (1) 島根県議会事務局は、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に月額3万円、議員に月額27万円の政務調査費を交付している。
- (2) 平成17年度の議員支給分に係る収支報告書は、議員の申し合わせにより従前の「収支報告書のみ」から、より詳細な内訳書が添付される例が多くなり、「透明度」の点からすれば若干の前進が見られた。
- (3) この収支報告書の内容を詳細に見れば、「資料作成費」や「広報費」で名刺を印刷した例、「広報費」で会報を発行、郵送している例、「人件費」で秘書給料を支出している例、「調査研究費」や「事務所費」で車のリース料を支払っている例、「調査研究費」で月ごとのタクシー代を支払っている例及び年間のガソリン代を一括支出している例など、議員の政治活動経費のために政務調査費を流用している例が多く見られた。
- (4) 議員個々に支給される政務調査費は、県政に関する調査研究を目的として支出される経費であり、議員個人の政治活動経費はその目的外支出にあたり、地方自治法の規定に反する。
- (5) 議員報酬あるいは個人の政治活動資金で賄うべき経費に政務調査費を充当するのは、県議会議員の不当利得と解され、県民感情からすれば不当以外の何物でもない。
- (6) よって、平成17年度に支出された政務調査費議員支出済額1億2,481万円余（公費充当額1億2,063万円余）の用途を精査し、本来の用途基準に反した支出について議員個々に返還を求めるよう島根県知事に勧告されたい。

## 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成18年6月13日をもってこれを受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、平成18年7月3日、請求人が新たな証拠を提出するとともに請求の要旨を捕捉する陳述を行った。

## 6 監査の対象

請求人の請求要旨等から、監査対象事項を平成17年度一般会計の議会費の負担金補助金及び交付金のうち本件請求に係る政務調査費の議員支給分とし、監査対象機関を島根県知事の補助執行者として平成17年度の交付事務を行った県議会事務局とした。

なお、本件請求に係る政務調査費の支出については、支出の日から1年を経過した後のものがあるが、島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号）第13条第2項の規定による閲覧が可能になった時期が平成18年6月1日であることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められるので、監査の対象とした。

## 7 監査委員の除斥

本件請求の監査において、藤山勉監査委員及び糸原徳康監査委員は、当該支出に関し直接の利害関係を有するため、法第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

## 8 監査の実施結果

監査対象事項について、関係する条例又は規程等との照合、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等を実施した結果、次の事項を確認した。

- (1) 島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月、県条例第31条。以下「条例」という。）の制定経緯について

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大するなか、地方



議会が担う役割はますます重要なものとなり、会派又は議員の調査研究活動の基盤を充実させ、ひいては議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため平成12年5月、法の一部改正により地方公共団体の議会における会派又は議員に対し、条例に基づいて政務調査費を交付することができることとなった。

島根県議会では、政務調査費の額や条例などを検討するため、平成12年7月に議員7名で構成する「政務調査費条例に関する懇話会」を設置し、条例案等の検討を行い、同年12月に検討結果を議長に報告した。

議長はこれを受け、他県等の状況調査や検討を行ったうえ、平成13年2月定例会議場に提案し、同年3月13日に可決成立、同年4月1日から施行された。

## (2) 条例の内容について

### 条例の趣旨(条例第1条)

この条例は法第100条第13項及び第14項の規定に基づいて、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに関し必要事項を定める。

### 議員に係る政務調査費(条例第4条)

議員に係る政務調査費は、月額27万円を月の初日に在職する議員に対し交付するとし、また、月の途中において議員の辞職等があった場合、これらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

### 支給を受ける議員の通知(条例第6条)

議長は、政務調査費の支給を受ける議員について、毎年度4月5日までに、また、年度の途中において議員の異動が生じたときは速やかに知事に通知しなければならない。

### 政務調査費の交付決定(条例第7条)

知事は、議長からの通知に係る議員について政務調査費の交付の決定を行い、議員に通知しなければならない。

### 政務調査費の交付(条例第8条)

知事は、交付の決定を行った議員に対し毎四半期の最初の月の15日(その日が県の休日に当たるときは、その翌日)に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付するものとする。

また、1四半期の途中で辞職等により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

### 政務調査費の使途(条例第9条)

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

### 収支報告書の提出(条例第10条第1項、第3項)

議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

また、議員は、辞職等により議員でなくなったときには、その日の属する月までの収支報告書を別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

### 議長の調査(条例第11条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

### 政務調査費の返還(条例第12条)

議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に残余を生じたときは、収支報告書の提出後速やかに当該残余額を知事に返還しなければならない。

### 収支報告書の保存及び閲覧(条例第13条)

収支報告書は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで議長が保存しなければならない。また、県内に住所を有する者等は、収支報告書の閲覧を請求することができる。

### 議長への委任(条例第14条)

条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(3) 島根県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月、議会告示第2号。以下「規程」という。）の内容について  
趣旨（規程第1条）

条例に基づいて政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

政務調査費の使途基準（規程第4条）

議員に係る政務調査費は別表第2（下記の表）のとおりとする。

項目	内容
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費
会議費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

収支報告書写しの知事への送付（規程第6条）

議長は、議員より提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

証拠書類等の整理保管（規程第7条）

議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

収支報告書の閲覧（規程第8条）

収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。なお、閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(4) 政務調査費に係る申し合わせについて

平成17年12月8日に議会の各派の代表者会議が開催され、議員の自主的な対応として平成17年度の収支報告書については、一件3万円以上の支出について内訳書を添付することが申し合わせられた。

(5) 平成17年度政務調査費の執行状況について

政務調査費の交付を受ける議員等の通知（条例第6条）

議長は、平成17年度において政務調査費の交付を受ける議員について、平成17年4月1日付けで知事に通知した。

なお、平成17年8月17日に議員1名の辞職があったため、同日付けで議長は、知事に異動通知を行った。

政務調査費の交付決定（条例第7条）

知事は、この通知を受け平成17年4月1日付けで平成17年度政務調査費（議員支給分）について交付決定し、各議員に通知した。交付額は、1億2,312万円（27万円×38名×12ヶ月分）であった。

なお、平成17年8月17日に議員1名の辞職があり、議長からの異動通知を受け、知事は同日付けで1,890千円（27万円×7ヶ月分（9月以降分））を減額する変更交付決定を行った。

政務調査費の交付（条例第8条）

知事は、議員に対し毎四半期の最初の月の15日（その日が県の休日に当たるときは、その翌日）に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付した。

第1四半期分については、平成17年4月15日に30,780千円（27万円×38名×3ヶ月分）

第2四半期分については、平成17年7月15日に30,780千円を交付した。

なお、議員辞職により交付済みのうち9月分について返還手続きが平成17年8月17日に行われ、同月25日に該当者から返納された。

第3四半期分については、平成17年10月17日に29,970千円(27万円×37人×3ヶ月分)

第4四半期分については、平成18年1月16日に29,970千円が、それぞれ交付され、その結果、交付額は1億2,123万円であった。

収支報告書の提出(条例第10条)

37名の議員は、平成18年4月4日から30日の間に収支報告書を提出した。

その内、議員32名については、政務調査に係る経費を交付額以上に支出されていたが、残りの議員5名については、交付額未満の支出がされていた。

なお、平成17年8月17日付けで辞職した議員は、平成17年9月13日に収支報告書が提出され、交付額以上に支出していた。

議長による調査の実施状況(条例第11条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされているが、その必要性を認めなかったことから、調査を実施しなかった。

収支報告書に基づく残余额の返還(条例第12条)

平成17年度に交付を受けた政務調査費に残余を生じた議員5名について、収支報告書に基づいて精算手続きが平成18年5月17日に行われ、5月末日までに総額596,936円が返還された。

使途基準に基づく内容確認等の状況(条例第9条、規程第4条)

知事は法第153条の規定に基づき予算執行権限を県議会事務局ほか一部の書記に委任し、これにより議会事務局が政務調査費の交付事務を行っている。

議会事務局は、平成17年度政務調査費収支報告書の写しの提出を受け、支出額の確認及び報告書に添付された収支内訳書の記載内容の点検を行った。

その結果、内容については、法及び条例並びに規程に基づいて議員の調査研究に資するため必要な経費として支出されていたことを確認した。

しかしながら、議会事務局は、委員監査のなかで政務調査費と費用弁償との重複の有無について確認があったため、再点検したところ疑義が生じた。

このため、議長は平成18年7月25日、各議員に対し早急に政務調査費収支報告書(別紙内訳書を含む)の記載内容について再確認するよう要請した。

この結果、平成18年7月31日に政務調査費と議会費の旅費について、重複等が認められた議員12名から議長に対し収支報告書の修正報告があり、また、知事にその写しが送付された。

議会事務局は修正内容を確認し、平成18年8月7日、政務調査費の返還が必要となった7名の議員に対し、平成17年度政務調査費のうち総額639,621円の返還を求める事務手続きを行った。

## 9 監査委員の判断

請求の要旨に沿って監査を実施したところ、島根県知事が平成17年度に島根県議会議員に交付した政務調査費の会計処理の状況を見ると、交通費・宿泊費については、費用弁償と重複した額等について自主的に該当議員から返還されることになった。それ以外の支出については法令、条例、規程及び島根県会計規則に基づいて執行されており、明らかに違法と認められ、かつ、講ずべき措置の対象となるものはないと判断した。

なお、政務調査費については、法第100条第13項の規定において政務調査費の根拠や交付の対象等は条例で定めると、また、同条第14項の規定において収支報告書は議長に提出することが規定されている。

次に条例をみると、条例第11条に議長の調査の実施について、同第14条には政務調査費の交付に関し必要な事項は議長に委任することが規定されている。

加えて、本来、議員の自由と自律に委ねられるべき活動に立ち入ってまで調査を行い適否の判断をすることは、明らかに違法性が認められない限り執行機関としての知事はこれを控えざるを得ず、監査委員においても同様であると考え

る。

したがって、本件請求を棄却する。

#### 10 議会に対する監査委員の要望

政務調査費は法令等により制度化され、その基本的な考え方としては、議会の自律性を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものと解される。

一方、県民の税金を原資とする政務調査費の用途については、県民に対して透明性が確保されるよう議員自らが説明責任を果たすことが要請される。

したがって、下記の点について配慮し、政務調査費に係る具体的な使途基準や収支報告書について議会自ら主体性を発揮して改訂されるよう要望する。

政務調査費の使途基準については、全国都道府県議会議長会から示された「政務調査費の使途の基本的な考え方について」や他県の基準等を参考にし、支出項目毎の内容の詳細や政務調査費とそれ以外のものとの按分の考え方などを具体的に定めること。

政務調査費収支報告書の提出にあたっては、その使途の確認がより正確にできるよう会計帳簿や証拠書類等の写しの添付を義務づけること。